

岩沼市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

岩沼市放課後児童クラブ条例（平成 2 2 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「分室」を「児童クラブ」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。